

## 通所支援を利用するまでの流れ

### 対象になるお子さま

心身の発達に遅れや障害のある18歳未満のお子さまが対象になります。  
対象となる要件は以下のいずれかを満たしていることが目安になります。詳しくは療育支援課までお問い合わせください。

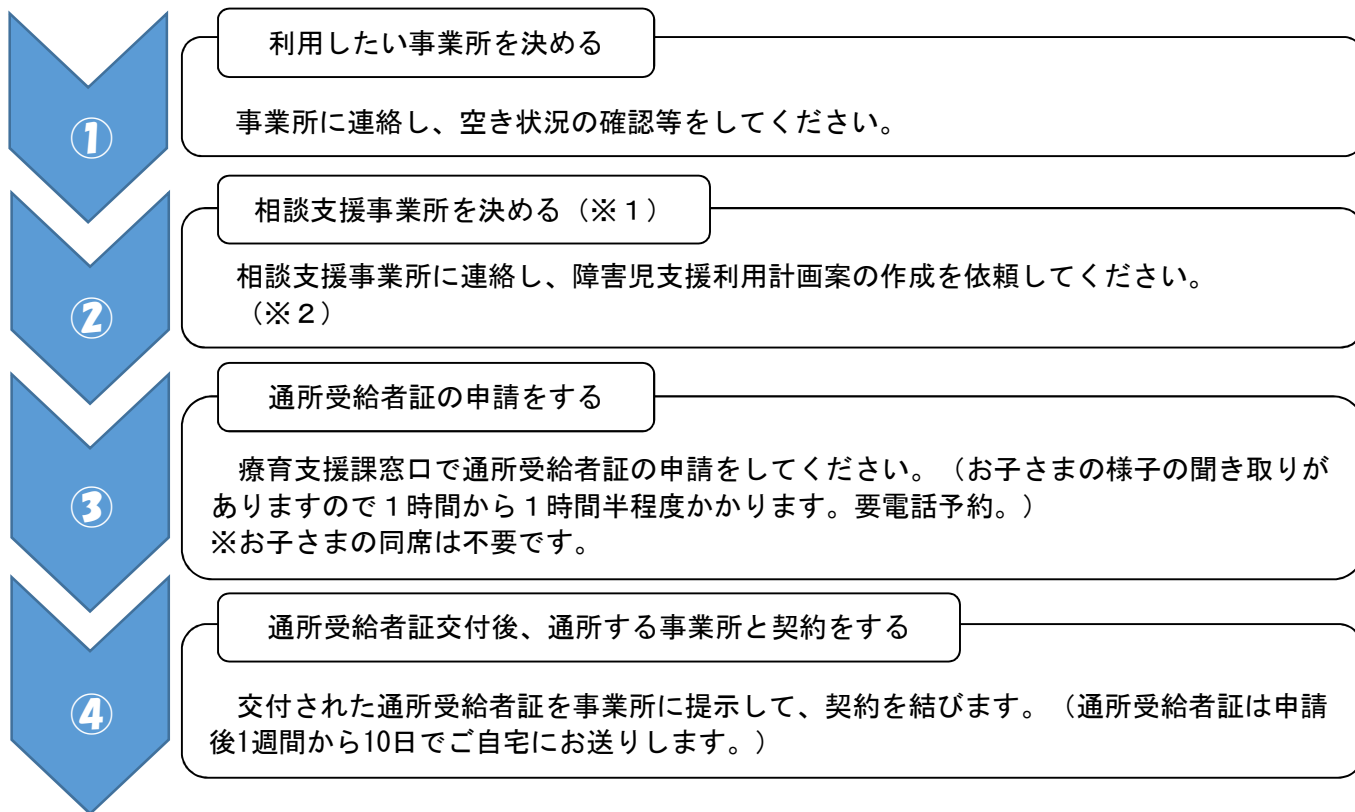
#### 未就学児の場合

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- ・医療機関で医師より療育の必要性があると判断されている。
- ・船橋市こども発達相談センターで継続して通所相談を受けている。

#### 小学生以上の場合

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- ・医療機関で医師より療育の必要性があると判断されている。
- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に通っている。

### 利用手続き



※1 相談支援事業所は障害児支援利用計画を作成する事業所になり、通所する事業所とは異なります。市内の相談支援事業所は事業所一覧の末尾に載っています。

※2 相談支援事業所が見つからない場合は、例外的に保護者等の作成するセルフプランで通所受給者証の申請をすることができます。